

審査基準表
（新都農食肉衛生検査所の移設業務委託）

審査項目	審査内容	配点	総合
企画提案書	提案内容を理解できるよう、簡潔で分かりやすい表現が用いられているか	10	10
移転準備業務の進め方	業務を円滑に実施するための事前調査、計画の策定について十分な提案がされているか。	20	20
物品搬送業務	検査所運営を行いつつ、本業務を安全かつ効率的に実施するための作業工程が提案されているか	10	20
	移転時点での新庁舎の建物の状況を十分理解した上での提案となっているか	10	
検査機器の移設業務	複数の検査機器の解体、撤去、搬送、据付、組立、調整等を円滑に行える工夫がなされているか。	20	20
想定されるリスクと予防対策、発生時の対応	想定されるリスクや予防対策、発生時の対応は十分であるか。	10	10
実績	業務を確実に遂行しうる経験、能力は十分にあるか	10	10
見積価格	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また節減が図れているか。	5	10
	提案価格に優位性はあるか (1 - 提案金額/契約上限額) × 配点。※小数点以下切り捨て	5	
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、平均点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の平均点数が最低基準点である60点（満点100点の6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の平均点数が最低基準点である60点（満点100点の6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。